

## 申請に対する処分の審査基準・標準処理期間

部 課 室 等 名	教育委員会 学校教育課 学事係	
許 認 可 等 名	区域外就学の承諾	
根 拠 法 令	学校教育法施行令	
根 拠 条 項	第9条第1項	
連 絡 先	(電話 621 - 5414)	
審 査 基 準	基 準	別紙参照 (区域外就学審査基準表)
	参 考 事 項	
	設定等年月日	平成24年 8月 1日設定 (平成 年 月 日最終変更)
標 準 処 理 期 間	標準処理期間 (設定しないものについてはその理由)	総日数 15日 (休日を除く)
	設定等年月日	平成24年 8月 1日設定 (平成 年 月 日最終変更)